

「神戸市港湾施設条例」の一部改正（案）の概要

1. 趣旨

兵庫運河は、神戸港の内陸に位置し、東西を結ぶ水路となっていますが、運河内の一部は狭く見通しが悪いにも関わらず、多くの水上オートバイ等が高速で走行しています。

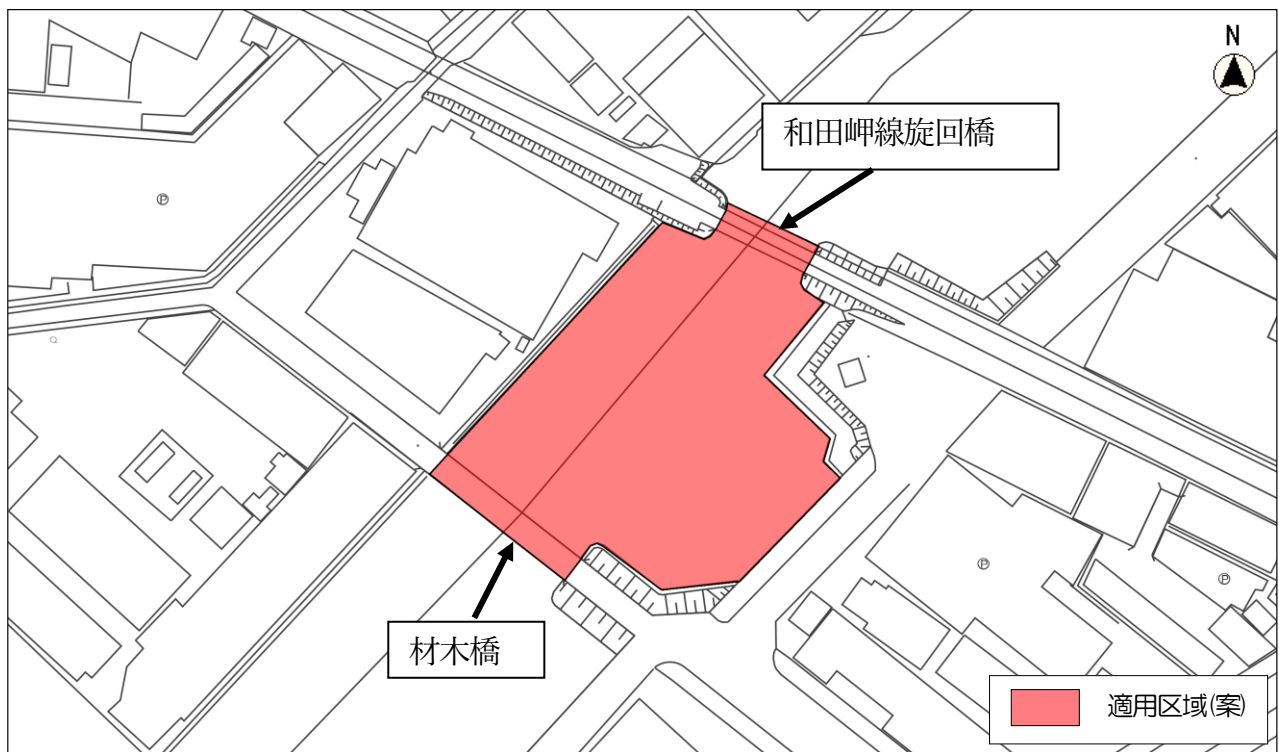
漁業関係者をはじめとする運河利用者のほか、運河内の人工干潟において、アマモの観察等の環境学習を行っている小学生等の近くを水上オートバイが走行することにより、水面利用者に危険が及ぶことが懸念されています。また、近隣住民からは騒音に対する苦情も寄せられています。

これらの実情を踏まえ、運河の適正な利用を図っていくため、条例の一部を改正しようとするものです。

2. 改正（案）の概要

兵庫運河内の一部区域において、運河の適正な利用を図るため、航行禁止区域を設定し、水上オートバイやプレジャーボート等による事故等の防止を図ります。

航行禁止区域（案）



3. 施行予定

令和4年5月1日